

ISUM(アイサム)は、音楽文化を守り、ブライダル事業者のコンプライアンスを支援します！
～ 人生の節目となるブライダルを音楽で華やかに彩るために ～

「一般社団法人音楽特定利用促進機構」(英語表記:Initiative for Special Uses of Music 以下、ISUM)は、ブライダルにおける市販音源の適法利用のための処理を簡単にオンライン上でできる日本初のスキームを提供するため、昨年10月に設立されました。この取り組みを通じて、音楽文化を守るとともに、ブライダル事業者のコンプライアンスを支援してまいります。

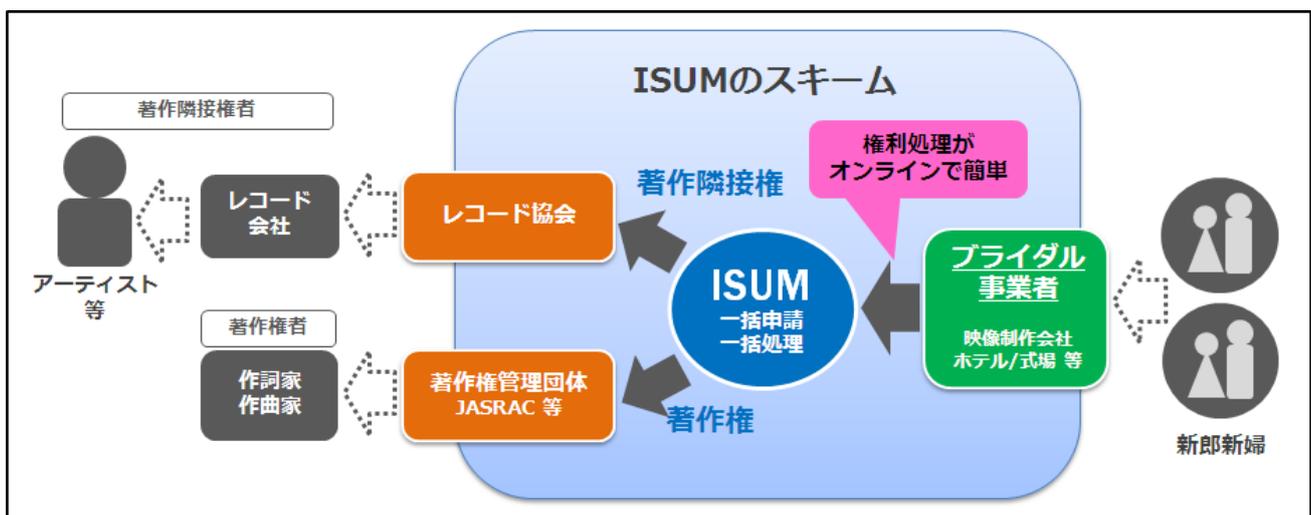
【音楽文化に貢献】

音楽を楽しむことができる環境を保ち続けるために、音楽は著作権法によって守られています。

著作者の創作活動によって創り出された楽曲は、著作隣接権者によりレコーディングされ音源となり、製品化され、流通に乗り、様々な人が関わって一般リスナーの元に届けられます。音源を購入及び利用する際に支払われる対価に含まれる、著作権や著作隣接権に関する使用料は、新たな作品の創作やアーティスト活動の糧となっています。

ISUMは、様々な音楽利用シーンのうち、ブライダルシーンにおける音源の複製(コピー)利用の際に発生する使用料に関し、著作権使用料については一般社団法人日本音楽著作権協会等の著作権管理団体を通して、著作隣接権使用料については一般社団法人日本レコード協会を通して、これらの使用料を各権利者へ支払います。ISUMのスキームは、システムにより実際に利用した楽曲及び回数を含めた利用状況を個別に把握できるため、ブライダル事業者により支払われた使用料を確実に各権利者へ支払うことが可能となります。

ISUMは、煩雑であった権利処理の手続きをワンストップで実現することにより、利用しやすいスキームづくりを進め、新郎新婦やブライダル事業者と共に音楽文化の健全な発展に貢献してまいります。



【私的使用の範囲について】

音源をコピーするには、原則として権利者の許諾が必要です。

しかし、著作権法ではいくつかの例外が定められており、例えば、私的使用の場合には権利者の許諾がなくとも使用することができます。その場合は以下の要件を満たす必要があります。

文化庁ホームページ「著作権なるほど質問箱」より

<http://chosakuken.bunka.go.jp/naruhodo/outline/8.a.html>

著作物等の「例外的な無断利用」ができる場合
私的使用のためのコピー（複製）（著作権法第30条）

「テレビ番組を録画予約しておいて後日自分で見る場合」などのように「**家庭内など限られた範囲内で、仕事以外の目的に使用することを目的として、使用する本人がコピーする場合**」の例外です。

～中略～

【条件】

- ア 家庭内など限られた範囲内で、仕事以外の目的に使用すること
- イ 使用する本人がコピーすること
- ウ 誰でも使える状態で設置してあるダビング機など（当分の間は、コンビニのコピー機など「文献複写」のみに用いるものは除く）を用いないこと
- エ コピープロテクションを解除して（又は解除されていることを知りつつ）コピーするものでないこと

JASRAC ホームページ「よくある質問」より抜粋

著作権法第30条1項では、「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること」を目的とするときは、「私的使用のための複製」として、著作権者の許諾を得ることなく、使用する者本人に限り複製できることが認められています。

しかしながら、結婚披露宴のように、多数の方（公衆）への上映を目的として音楽などの著作物を複製する場合は、「私的使用のための複製」には該当しないため（※）、著作権者の許諾を得る必要があります。

（※）著作権法第30条1項では、「私的使用のための複製」の要件として、上記2要件（「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること」「使用する者本人が複製すること」）の他に、「誰でも使える状態で設置してあるダビング機などを用いないこと」「コピープロテクションを解除（又は解除をしりつつ）したコピーではないこと」も要件となっています。

～本件に関するお問い合わせ～

一般社団法人音楽特定利用促進機構

広報担当：阿部・安田

〒107-0052 東京都港区赤坂 8-7-18 ハイ・トリオ赤坂八丁目 403

TEL: 03-6427-4442

<http://isum.or.jp> pr@isum.or.jp

【参考資料①】

著作権法 第三十条

(私的使用のための複製)

著作権の目的となつている著作物(以下この款において単に「著作物」という。)は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること(以下「私的使用」という。)を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

- 一 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器(複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう。)を用いて複製する場合
- 二 技術的保護手段の回避(第二条第一項第二十号に規定する信号の除去若しくは改変(記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による除去又は改変を除く。)を行うこと又は同号に規定する特定の変換を必要とするよう変換された著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは映像の復元(著作権等を有する者の意思に基づいて行われるものを除く。)を行うことにより、当該技術的保護手段によつて防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によつて抑止される行為の結果に障害を生じないようにすることをいう。第百二十条の二第一号及び第二号において同じ。)により可能となり、又はその結果に障害が生じないようになつた複製を、その事実を知りながら行う場合
- 三 著作権を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合

2 私的使用を目的として、デジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器(放送の業務のための特別の性能その他の私的使用に通常供されない特別の性能を有するもの及び録音機能付きの電話機その他の本来の機能に附属する機能として録音又は録画の機能を有するものを除く。)であつて政令で定めるものにより、当該機器によるデジタル方式の録音又は録画の用に供される記録媒体であつて政令で定めるものに録音又は録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

【参考資料②】

JASRAC ホームページ「よくある質問 NO.33」より

<https://secure.okbiz.okwave.jp/jasrac/EokpControl?&tid=10485&event=FE0006>

<質問内容>

結婚披露宴で上映するために新郎新婦のプロフィールDVDを製作したいのですが、それに音楽を入れる場合、音楽著作権の手続きは必要ですか？

<その回答>

DVDを作る目的が、結婚披露宴のように公衆への上映である場合には、利用される楽曲の作詞者・作曲者などの著作権者に対し、

- 1 DVDへの楽曲の録音の手続き
- 2 DVDに収録されている楽曲についての上映利用の手続き

をあらかじめ済ませておく必要があります。

1 DVDへの録音の手続き

著作権法第30条1項では、「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること」を目的とするときは、「私的使用のための複製」として、著作権者の許諾を得ることなく、使用する者本人に限り複製できることが認められています。

しかしながら、結婚披露宴のように、多数の方（公衆）への上映を目的として音楽などの著作物を複製する場合は、「私的使用のための複製」には該当しないため（※）、著作権者の許諾を得る必要があります。

利用する楽曲がJASRACの管理作品であれば、JASRACへ許諾手続きをお取りいただく必要があります。まず、ご利用予定の楽曲がJASRACの管理作品かどうかを、作品データベース検索サービス「[J-WID](#)」でお調べください。JASRAC管理作品の場合の手続きは下記をご参照ください。

●製作するDVDの映像が写真のライドショーなど静止画の場合 →「[CD・テープ・ICなど録音物の製作](#)」

ご不明な点は JASRAC 録音課 03-3481-2169 までお問合せください。

●製作するDVDに動画が含まれる場合 →「[DVD・ビデオなど映像ソフトの製作](#)」

ご不明な点は JASRAC ビデオグラム課 03-3481-2172 までお問合せください。

また、市販のCD・ダウンロードした音源など第三者が製作した音源を録音（複製）する場合には、著作権とは別に、著作隣接権者として法律の保護の対象となっている各レコード会社などの原盤権や歌手・アーティストなど実演家の権利が働くことから、それらの許諾も必要となります。

主なレコード会社の連絡先は下記をご参照ください。なお、ご自身で演奏、歌唱した音源を録音する場合は、当然にレコード会社への手続きは不要です。

（※）著作権法第30条1項では、「私的使用のための複製」の要件として、上記2要件（「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること」「使用する者本人が複製すること」）の他に、「誰でも使える状態で設置してあるダビング機などを用いないこと」「コピープロテクションを解除（又は解除をしりつつ）したコピーではないこと」も要件となっています。

2 DVDの上映利用の手続き

ハウスウェディング施設や、ホテルの宴会場には、JASRAC管理作品の利用について包括的に許諾を得ている施設が多数あります。このような施設の場合は、DVDの上映についての手続きは必要ありませんので、まず施設にJASRACの許諾を得ているかをご確認ください。もし施設側が許諾を得ていない場合は、施設の所在地を担当する支部までお問合せをお願いいたします。

なお、この包括的許諾契約には、上記1に記載したDVDへの録音に関する許諾は含まれていません。包括的許諾契約の有無とは関係なく、録音の手続きは必要ですのでご注意ください。